介護・福祉分野の人材不足と処遇改善の早急な実施を求める意見書

厚生労働省が示す第9期介護保険事業計画の基本指針によれば、2025年には団塊の世代が全員75歳以上を迎え、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、要介護高齢者の急増が見込まれています。一方で、生産年齢人口は急減し、介護・福祉分野の人材確保は喫緊の課題となっています。

公益財団法人介護労働安定センターの令和６年度「介護労働実態調査」によれば、訪問介護職員の不足感は約 8 割に達しており、多くの事業所が人手不足によりサービス提供に支障をきたしています。また、事業所の倒産や閉鎖が相次いでおり、地域によっては訪問介護サービスの提供が困難な状況となっています。

その原因として、まず介護職員の報酬の低さがあげられます。介護職員の平均年収は、他の業種と比較しても低い水準にあります。さらに、2024 年度の介護報酬改定では「訪問介護従事者の処遇改善の加算率は高くし、基本報酬は下げる」という方向性で改定され、結果として離職率の高さや人材確保の困難さの一因となっており、さらにはサービスの質の低下や事業所の経営不安にもつながり、訪問介護事業の存続が危ぶまれる事態を招いています。

また、訪問介護従事者（ヘルパー）の過酷な勤務環境の改善が急務となっています。大雨・台風・大雪などの悪天候であっても、利用者の命や生活に関わるサービスを提供せざるを得ず、ヘルパーは使命感と責任感に支えられ業務にあたっている現状の中、将来にわたり安定した介護・障害福祉サービスを維持するためには、以下の措置を早急に実施する必要があります。

記

1. 訪問介護職（ヘルパー）の処遇改善を最優先課題とし、給与・手当や勤務環境の改善等を含む恒久的な処遇改善を速やかに実施すること。

2. 訪問介護事業所の経営安定化策を充実させ、事業所の倒産・閉鎖を防ぐための支援制度を整備し、手厚い事業経営支援策を講ずること。特に人口密集地ではなく過疎地や地方部の訪問介護事業所への支援を加算すること。

3. 介護・障害福祉分野の担い手確保を最優先課題と位置付け、あらゆる機会を通じた啓発活動を徹底し、職業の社会的評価向上を強力に推進すること。

4. 物価高騰や全産業における賃金上昇を考慮し、介護・福祉分野の職員に対する恒久的な処遇改善を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和８年９月３０日

臼　杵　市　議　会